

# 茨城県報 第5204号

昭和39年9月21日

月曜日

(明治35年3月17日)  
(第三種郵便物認可)

## 目 次

### 告 示

	ページ
●土地改良事業関係書類の縦覧	1
●農地法による土地配分計画	1
●青果物市場開設期間更新の許可	2
●ふ化業者の登録	2
●道路の区域変更(2件)	2
●道路の供用開始(2件)	3
●土地改良事業関係書類の縦覧(5件)	4
●農業共済組合の解散の認可	6
●建築基準道路の指定(3件)	6
●計量器定期検査執行についての指定	7
●計量器定期検査の執行	7
●家畜伝染病の発生転帰	7
●豚コレラ予防指定の一部改正(2件)	8

### (公安委員会)

●道路の通行の禁止、制限その他の交通規制の一部改正	9
●公安委員会が信号機を設置し管理する場所の一部改正	11

### 公 告

●土地改良区役員の就退任	11
●建築許可に関する聴聞	12
●土浦都市計画事業神立地区第一土地区画整理審議会委員候補者の氏名及び住所	13
●投票を行なわないこととなつた土地区画整理審議会委員の選挙	13

## 告 示

### 茨城県告示第1443号

江連用水土地改良区から昭和39年4月15日付で申請のあつた土地改良事業は、適當と決定したので土地改良法第48条の規定によつて、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

記

#### 1 縦覧に供する書類

江連用水土地改良区定款写  
鬼怒東部地区土地改良事業計画書

#### 2 縦覧の期間 昭和39年9月28日から10月18日まで 21日間

#### 3 縦覧の場所 関城町役場

### 茨城県告示第1444号

農地法第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

地 区 名	所 在 地			入 植 者		増 反 者		備 考
	郡市	町村	字	予定売渡口数	予定売渡面積	予定売渡口数	予定売渡面積	
西山の9地区	常陸太田	新宿				1口	町 0.1318	新規
鹿島北部の10地区	鹿島	鉢田		1口	1.6417			(債務 <sup>ノ</sup> 継承)

## 茨城県告示第1445号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定に基づき、昭和39年9月3日付下記市場の開設期間の更新を許可した。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

記

市 場 名	許 可 期 間	所 在 地
茨城県中央鬼沢青果市場	昭和39年9月3日から 昭和42年9月2日まで	水戸市青柳町八反畠1513番地

## 茨城県告示第1446号

養鶏振興法第7条第4項に基づいてふ化業者を下記のとおり登録した。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

記

登録番号	登録年月日	登録有效期限	住 所	氏 名	名 称
登第39~25号	昭和39.9.18	昭和42.9.17	真壁郡明野町 海老ヶ島1264の2	龜本睦	龜本種鶏ふ化場
〃第39~26号	〃	〃	下館市仙石町400	青柳清一郎	下館ふ化場

## 茨城県告示第1447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和39年9月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩ヶ崎茨城線
- 3 道路の区域

(第三種郵便物認可)

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡茨城町大字長岡字下宿 144番地の1地先から	旧	メートル 9.0 ↓ 6.2	メートル 965.0	旧1級国道65線の1部 502.0mを県道塩ヶ崎 茨城線の区域に加える
東茨城郡茨城町大字長岡字坂下 35番地の1地先まで				
東茨城郡茨城町大字長岡字下宿 143番地の1地先から	新	メートル 17.7 ↓ 6.6	メートル 502.0	
東茨城郡茨城町大字長岡字巾木 免3480番地の15地先まで				

## 茨城県告示第1448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和39年9月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡水戸線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡茨城町大字長岡字下宿 144番地の1地先から	旧	メートル 9.0 ↓ 6.2	メートル 965.0	県道塩ヶ崎茨城線の区 域変更に伴う不用物件 965mを県道長岡水戸 線の区域に加える。
東茨城郡茨城町大字長岡字坂下 35番地の1地先まで				
東茨城郡茨城町大字長岡字坂下 3940番地の1地先から	新	メートル 9.0 ↓ 6.2	メートル 965.0	
東茨城郡茨城町大字長岡字下宿 143番地の1地先まで				

## 茨城県告示第1449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。その関係図面は昭和39年9月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路線名 県道塩ヶ崎茨城線

(第三種郵便物認可)

- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字長岡字下宿143番地の1地先から  
東茨城郡茨城町大字長岡字巾木免3480番地の15地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年9月21日

**茨城県告示第1450号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は昭和39年9月21日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路線名 県道長岡水戸線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字長岡字坂下3940番地の1地先から  
東茨城郡茨城町大字長岡字下宿143番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年9月21日

**茨城県告示第1451号**

御所沼土地改良区から昭和38年11月23日付申請のあつた土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

記

- 1 縦覧に供する書類  
御所沼土地改良区定款写  
御所沼地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧の期間 昭和39年10月1日から10月21日まで
- 3 縦覧の場所 吉河市役所

**茨城県告示第1452号**

茨城南総土地改良区から昭和38年1月14日付申請のあつた南総上流地区土地改良事業は適當と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

記

- 1 縦覧に供する書類  
茨城南総土地改良区定款写  
南総上流地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧の期間 昭和39年10月1日から10月21日まで
- 3 縦覧の場所 三和村役場

**茨城県告示第1453号**

中田土地改良区から昭和38年12月12日付申請のあつた土地改良事業は適當と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎  
記

1. 縦覧に供する書類

中田土地改良区定款写

中田地区土地改良事業計画書

2. 縦 覧 の 期 間 昭和39年10月1日から10月21日まで

3. 縦 覧 の 場 所 古河市役所

**茨城県告示第1454号**

鶴戸沼土地改良区から昭和39年2月24日付申請のあつた土地改良事業は適當と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎  
記

1. 縦覧に供する書類

鶴戸沼土地改良区定款写

鶴戸沼地区土地改良事業計画書

2. 縦 覧 の 期 間 昭和39年10月1日から10月21日まで

3. 縦 覧 の 場 所 岩井町役場

境町〃

猿島町〃

**茨城県告示第1455号**

小谷沼土地改良区から昭和39年5月29日付申請のあつた土地改良事業は適當と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎  
記

1. 縦覧に供する書類

小谷沼土地改良区定款写

小谷沼地区土地改良事業計画書

2. 縦 覧 の 期 間 昭和39年10月1日から10月21日まで

3. 縦 覧 の 場 所 水海道市役所

## 茨城県告示第1456号

静農業共済組合の分割編入に伴い昭和39年9月21日付で当該農業共済組合の解散を認可した。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 茨城県告示第1457号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎  
記

指 定 年 月 日 昭和39年9月21日

指 定 の 位 置 北相馬郡取手町大字取手乙の1552

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 17.1m

## 茨城県告示第1458号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎  
記

指 定 年 月 日 昭和39年9月21日

指 定 の 位 置 石岡市大字石岡字新池台3987

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 109m

## 茨城県告示第1459号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎  
記

指 定 年 月 日 昭和39年9月21日

指 定 の 位 置 石岡市大字石岡字新池台3987の14

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m  
延長 31.3m

## 茨城県告示第1460号

北茨城市、高萩市および多賀郡十王町に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条および第142条の規定により、執行区域、器物提出の日時および場所を次のとおり指定し、計量法第143条第1項により次のとおり公示する。ただし、計量法第139条ただし書各号に該当する計量器は提出を要しない。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
北茨城市	昭和39年10月19日 (午前9時から 午後3時まで)	北茨城市(旧関本村)臨時計量検査所
	" " 20日 ( " )	" (旧平潟町) "
	" " 21日から 22日まで ( " )	" (旧大津町) "
	" " 23日 ( " )	" (旧関南村) "
	" " 24日から 26日まで ( " ) (ただし、25日を除く)	" (旧磯原町) "
	" " 27日 ( " )	" (旧華川村) "
	" " 28日から 29日まで ( " )	" (旧南中郷村) "
高萩市	" " 30日 ( " )	高萩市(旧松岡町) "
	" 10月31日から 11月4日まで ( " ) (ただし、11月1日から3日までを除く)	" (旧高岡村) "
	" " 5日から 9日まで ( " )	" (旧高萩町) "
十王町	" " 10日 ( " )	十王町(旧櫛形村) "
	" " 11日 ( " )	" (旧黒前村) "

## 茨城県告示第1461号

北茨城市、高萩市および多賀郡十王町に対する計量法第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するから、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和39年10月19日から  
同 年11月19日まで

定期検査実施の場所 計量器の所在の場所

## 茨城県告示第1462号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

病名	発生頭数	発生(決定)月日	転帰	発生場所
豚コレラ	1頭	9月18日	殺処分	1頭 結城市
"	1〃	9月19日	"	1〃 猿島郡三和村
"	3〃	"	"	3〃 北相馬郡藤代町
"	1〃	"	"	1〃 真壁郡関城町
"	4〃	"	"	4〃 下館市
"	3〃	"	"	3〃 筑波郡谷田部町
"	1〃	9月21日	"	1〃 西茨城郡岩瀬町
"	6〃	"	"	6〃 新治郡出島村
"	8〃	"	"	8〃 筑波郡谷和原村

累計 3,125頭

## 茨城県告示第1463号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和39年茨城県告示第759号)の一部を次のように改める。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 移動禁止区域中 西茨城郡友部町大字鴻巣、小原、稲敷郡阿見町大字若栗、宿、北、上郷、学校区、三区、鈴木、阿見、大宮、青宿、廻戸、実穀、小池、上長、吉原、荒川沖、荒川本郷、稲敷郡河内村、稲敷郡美浦村上舟子、下舟子、木原、受領郷内、稲敷郡新利根村大字堀川、下太田、稲敷郡塙崎村大字上岩崎、下岩崎小茎、天宝喜、菅間、稲敷郡東村大字余津谷、清久島、橋向、押砂、曲淵、四津谷、六角、結佐、上之島、西代、八筋川、八筋川開拓、結城市小田林、七五三場、柏礼、山川新宿、今宿、善右衛門新田、古宿新田、山王、浜野辺水海道、田間、下妻市平方、結城郡八千代村大字佐野、瀬戸井、兵庫、塩本西大山、柏礼、松本、久下田、新井、八丁、袋、野爪、坪井、高崎、大渡戸大里、小屋、福岡、村貫、太田及び真壁郡関城町桜塚、関本上、関本中を削除し、猿島郡三和村大字東山田、真壁郡関城町板橋及び西茨城郡岩瀬町加茂部を加える。

## 茨城県告示第1464号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のように改める。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 移動禁止区域中 栃木県下都賀郡及び福島県を削除し、静岡県榛原郡、埼玉県川越市を加える。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第26号

昭和36年3月27日茨城県公安委員会告示第5号で告示した、道路の通行の禁止、制限その他の交通規制の一部を次のように改正し、昭和39年10月1日から施行する。

昭和39年9月21日

茨城県公安委員会委員長 宮崎慶一郎

- 1 一時停止の部中第901号の次に次の3号を加える。

番号	指 定 の 場 所	管轄警察署
902	北相馬郡藤代町大字谷中97番地先	取手
903	北相馬郡藤代町大字谷中208番地先	取手
904	北相馬郡藤代町大字宮和田190番地先	取手

- 2 一時停止の部中第575号を次のように改める。

番号	指 定 の 場 所	管轄警察署
575	稻敷郡江戸崎町江戸崎甲3029番地先	江戸崎

- 3 徐行の部中

6	1級国道 6号線	日立市助川594番地 助川小学校前	50m	日立
7	"	同 市助川610番地 日立病院前	50m	"
8	"	同 市大和田 坂本小学校前	50m	"

を

6		削 除		
7		削 除		
8		削 除		

に、

30	1級国道 6号線	東茨城郡茨城町長岡3157番地横塚清松方前から 同所3235番地鬼沢ふさ方(水戸より)100mまで	200m	水戸
----	-------------	--	------	----

を

30		削 除		
----	--	-----	--	--

に、

61	1級国道 6号線	多賀郡十王町大字伊師1488の5番地先から 同所1394番地先まで	50m	高萩
62	"	北茨城市磯原町磯原78番地先から 同所1742番地先まで	50m	"

を

61		削除		
62		削除		

に、

68	1級国道 6号線	北相馬郡藤代町900番地先から 同町姥島208番地先まで	100m	取手
69	"	同町宮和田340番地先から 同町353の1番地先まで	130m	"
70	"	同町宮和田312番地先から 同町片町313番地先まで	75m	"

を

68		削除		
69		削除		
70		削除		

に、

72	1級国道 6号線	北相馬郡取手町井野地先 行善田橋のカーブ	110m	取手
----	-------------	----------------------	------	----

を

72		削除		
----	--	----	--	--

に、

77	1級国道 6号線	北相馬郡取手町大字井野561番地先から 同所577番地先まで	130m	取手
78	"	同町大字井野42番地先から 同所787番地先まで	100m	"

を

77		削除		
78		削除		

に改める。

## 茨城県公安委員会告示第27号

昭和36年3月27日茨城県公安委員会告示第7号で告示した、交通信号機を設置し管理する場所の一部を次のように改正する。

昭和39年9月21日

茨城県公安委員会委員長 宮崎慶一郎

1. 公安委員会が設置し管理する場所の部中第36号の次の1号を加える。

37	水戸市北三の丸119番地先	118号国道 県庁前交差点	水戸
----	---------------	------------------	----

2. 公安委員会が設置を委任し、管理する場所の部中第39号の次の3号を加える。

40	鹿島郡波崎町明神前8824番地先	124号国道 銚子大橋入口交差点	鹿島
41	下館市甲88番地先	50号国道 大町3丁目交差点	下館
42	下館市下川島755番地先	50号国道 川島交差点	下館

## 公 告

●土地改良区役員の就退住

那珂郡那珂町大字菅谷に事務所をおく那珂中部土地改良区から下記のとおり役員が就任及び退任した旨届出があつたから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

記

1. 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡那珂町大字額田北郷 608	理 事	寺 門 治 平	
水戸市砂久保町 4859	"	山 田 子之介	
那珂郡瓜連町大字中里 414	"	小 坪 已 西	
那珂郡那珂町大字戸崎 1659の4	"	綿 引 正	
" " 大字鴻巣 1392	"	高 畑 白	
" " 大字菅谷 4436の2	"	平 松 正 恵	
" " 大字豊喰 118	"	宮 田 経之助	
" " 大字門部 3875	"	仲 田 廉 治	
" " 大字鴻巣 2487	"	大 内 房	
" " 大字戸 5558	"	鈴 木 伊 三	
" " 大字戸 2901	"	綿 引 徳之介	
" " 大字飯田 2361	"	小 林 彦 一	
水戸市上国井町 1985	"	小 沼 寿 郎	
水戸市酒門町 947	"	川 上 謙	

(第三種郵便物認可)

那珂郡瓜連町大字瓜連 590の3	〃	生天目 正
那珂郡那珂町大字飯田 1039の2	監事	横山寅雄
〃 大字戸 5505	〃	横田源三
〃 瓜連町大字瓜連 1175	〃	萩野谷 弘

## 2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡那珂町大字額田北郷 608	理事	寺門治平	
水戸市砂久保町 4859	〃	山田子之介	
那珂郡瓜連町大字中里 414	〃	小坪巳酉	
〃 那珂町大字戸崎 1659の4	〃	綿引正夫	
〃 大字鴻巣 313	〃	畔野保夫	
〃 大字菅谷 4436の2	〃	平松正恵	
〃 大字豊喰 118	〃	宮田経之助	
〃 大字鴻巣 2487	〃	大内房	
〃 大字北酒出 4	〃	中村進	
〃 大字戸 5558	〃	鈴木伊三	
〃 大字飯田 2349	〃	田中松男	
〃 大字戸 3603	〃	渡辺重道	
水戸市上国井町 142	〃	蘭部正雄	
那珂郡瓜連町大字瓜連 590の3	〃	生天目正弘	
水戸市下国井町 1362	〃	宮田武	
那珂郡瓜連町大字瓜連 1175	監事	萩野谷	
〃 那珂町大字戸 5505	〃	横田源三	
〃 大字福田 2004	〃	住谷浩	

## ●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和39年9月21日

茨城県知事・岩上二郎  
記

聴聞期日 昭和39年10月2日午後2時

聴聞場所 勝田市武田本町2丁目963の9

聴聞事項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。

原動機を使用するセメント製品の製造(既存建築物をコンクリートブロック  
製造所に用途変更)

申請者住所氏名 勝田市武田本町2丁目957の3

大谷甚吾

建築物構造規模 木造平家建鉄板葺10.5坪用途変更

原動機2HP新設

建築物の位置 勝田市武田本町2丁目963の9

敷地面積 24坪

## ●土浦都市計画事業神立地区第一土地区画整理審議会委員候補者の氏名及び住所

昭和39年10月1日に行なわれる土浦都市計画事業神立地区第一土地区画整理審議会委員選挙における候補者の氏名及び住所を、土地区画整理法施行令第24条第5項の規定により下記のとおり公告する。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

中 川 直	土浦市神立町3603番地
高 野 愛 子	" " 1144番地の1
中 川 常三郎	" " 2520番地
中 根 清 一	" " 3588番地
中 根 常 男	" " 1868番地
山 口 親 雄	" " 3535番地
安 達 源左衛門	新治郡千代田村上稻吉2005番地
芝 山 平	" " " 1854番地
坂 本 仙之助	土浦市木田余1233番地
富 島 虎 一	" 中貫1917番地
富 島 仁三郎	" " 1861番地
久 松 喜一郎	" " 1923番地
本 橋 林 三	" " 2296番地の3

## ●投票を行なわないこととなつた土地区画整理審議会委員の選挙

昭和39年10月1日に行なわれる土浦都市計画事業神立地区第一土地区画整理審議会委員の選挙において、候補者が選挙すべき委員の数をこえないから、土地区画整理法施行令第26条の規定によつて、土浦都市計画事業神立地区第一土地区画整理審議会委員選挙の投票は行なわない。

昭和39年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

◇ 県政の総覽 …… 県民の六法 ◇

## 茨城県報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。

購読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 0 0 円）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所